

特定非営利活動法人 (NPO 法人) 会計の現状について

— 計算書類の実態調査より —

The Accounting of Specified Nonprofit Corporations (NPO)
- A Survey of the Financial Statements Submitted to Hyogo Prefecture -

豊田 光雄*

Mitsuo TOYODA

抄 録

公益法人をはじめ学校法人, 社会福祉法人等の非営利法人には各々独自の会計基準が制定されているが, 特定非営利活動法人 (NPO 法人) には, 実務上の指針として経済企画庁 (現内閣府) から「特定非営利活動法人の会計の手引き」(「会計の手引き」) が示されているだけで, 独自の会計基準はまだ制定されていない。しかし, この「会計の手引き」は各都道府県のマニュアルともなっており, NPO 法人が作成する計算書類は概ねこの「会計の手引き」に準拠している。

しかし, 特定非営利活動促進法 (NPO 法) 上の計算書類体系では, 収支計算書と貸借対照表とが直接結びついていないため, この両者を繋ぐ計算書類が別途必要になる。「会計の手引き」で推奨しているモデル記載例は, 収支計算書に公益法人会計におけるストック式の正味財産増減計算書を正味財産増減の部として繋げるものであり, これはかつて旧公益法人会計基準においてとかく批判の多かった様式である。独自の会計基準が制定されていない現状では, 実務上何らかの目安は必要であるが, こうしたモデル記載例が逆に実務上の混乱を招いている。

本稿では, 収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額 (減少額)」との調整にかかわる問題を中心に NPO 会計の現状を調査した。

1. はしがき

2001年10月末現在, 兵庫県において161団体が特定非営利活動法人 (NPO 法人) として認証を受けているが¹⁾, これら NPO 法人は計算書類を主たる事務所に備え置くとともに, 所轄庁である兵庫県に情報開示する義務が課せられている (特定非営利活動促進法第 28・29 条)。

* 関西国際大学短期大学部

本稿は、こうした計算書類をすでに2期分提出している42のNPO法人を対象に、収支計算書と貸借対照表との関連性、とりわけ、収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」との調整にかかわる問題を中心にNPO会計の現状を調査した。

2. 我が国の非営利法人会計について

我が国の場合、公益法人（社団法人・財団法人）をはじめ学校法人、社会福祉法人等の非営利法人には、各々独自の会計基準が制定されているが、NPO法人には、現在、経済企画庁・国民生活局（現内閣府）より実務上の指針として「特定非営利活動法人の会計の手引き」（以下、「会計の手引き」）が示されているだけで、独自の会計基準はまだ制定されていない（表1参照）。こうしたことから、NPO法人についても早晚独自の会計基準が制定されるのではないかと思われるが、NPO法の性格上、行政主導で会計基準が制定されることには異議を唱えたい。

ところで、アメリカでもかつては我が国のように非営利法人の種類ごとに会計基準が乱立していたが、現在は、非営利法人に対して統一した会計基準（アメリカ財務会計基準審議会（FASB）の財務会計基準書第117号「非営利組織体の財務諸表」、1993年6月）が制定されている。

こうした点に鑑み、日本公認会計士協会・近畿会は、「非営利法人は、所轄官庁が異なるため、その法人が適用する会計基準も独自の基準となっており、統一がとられていない状況となっている。これは、非営利法人の場合、所轄官庁による認可主義が大きなウェイトを占め、それらの許認可、監督等の行政目的が優先し、それが会計基準に反映しているためと考えられる。これら所轄官庁間の調整がいままで図られていなかったため、同規模・類似業種でも非営利法人の種類によって、まったく異なった会計処理、計算書類になることもある。（中略）今後は、非営利法人の計算書類の利用者の範囲が拡

表1 各非営利法人会計基準の計算書類体系、資金の範囲及び計算書類を繋ぐ会計数値

	特定非営利活動促進法 (NPO法)	公益法人会計基準 (ストック式)	学校法人会計基準	社会福祉法人会計基準
計算書類の体系	○財産目録 ○貸借対照表 ○収支計算書	○収支計算書 ○正味財産増減計算書 ○貸借対照表 ○財産目録	○資金収支計算書及びこれに附属する内訳表 ○消費収支計算書及びこれに附属する内訳表 ○貸借対照表及びこれに附属する明細表	○資金収支計算書及びこれに附属する内訳表 ○事業活動収支計算書及びこれに附属する内訳表 ○貸借対照表 ○財産目録
資金の範囲	特に規定なし	原則として現金預金及び短期金銭債権債務	現金及びいつでも引き出すことができる預貯金	流動資産及び流動負債（引当金を除く）
計算書類を繋ぐ会計数値	○次期繰越収支差額 ○当期正味財産増加額（減少額） ○当期正味財産	○次期繰越収支差額 ○当期正味財産増加額（減少額）	○翌年度繰越消費収入超過額（支出超過額）	○当期末支払資金残高 ○次期繰越活動収支差額

大することは確実であり、そのような状況では、それぞれの業種独自の会計基準を知らなければ非営利法人の計算書類を理解することができないという現状は好ましくはない。統一できる部分は統一し、より多くの一般利害関係者にとって理解しやすいものとすべきである。」²⁾と、非営利法人の会計基準の統一化にむけた提言を行っている。

NPO 法人に独自の会計基準を制定する必要性が見い出される一方で、我が国において、現状のように、非営利法人の種類ごとに独自の会計基準がはたして必要なものか今後検討の必要があろう。

3. 我が国の特定非営利活動法人（NPO 法人）の会計について

特定非営利活動促進法（NPO 法）では、NPO 法人に対して、予算準拠の原則、正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則及び継続性の原則といった5つの会計原則に従うことや（同法第27条）、財産目録、貸借対照表及び収支計算書といった計算書類の作成を義務付けているが（同第28条）、前述のようにNPO 法人独自の会計基準はまだ制定されておらず、計算書類の様式（モデル記載例）についても何も決められていない。

しかし、強制力はないものの、「会計の手引き」が実務上の指針となっており、これが各都道府県のマニュアルとされている。兵庫県・県民生活部においても、「特定非営利活動法人の設立・運営の手引き」（以下、「運営の手引き」）は、この「会計の手引き」に大方準拠したものとなっている³⁾。

NPO 法人がNPO 法上の計算書類である収支計算書や貸借対照表等を作成する場合や、その計算書類の利用者が当該NPO 法人を評価する場合の利便性を考えると、何らか目安となるものが必要であることはいうまでもない。その意味では、「会計の手引き」は一見大いに参考になるものと思われる。しかし、「会計の手引き」は、公益法人会計基準をベースに作成されたものであって、高度な会計の専門的知識が必要とされる。

「会計の手引き」の「はじめに」に、「NPO 法は、まだ施行されたばかりの法律であり、会計についても、必ずしも「このやり方でなくてはならない」といった確定した方法が定まっているわけではない。したがって、この手引きも、まだまだ検討途上のものであるが、法人もすでに多数誕生しているので、現在までの検討結果を会計担当者の目安として提供することとした。今後、必要に応じて加筆修正していきたいと考えている。」と記載されているように、決して強制力のあるものではなく、計算書類の作成にあたっては、あくまでも各NPO 法人の判断に委ねられている。

4. 計算書類の実態調査

計算書類は、利害関係者に対するアカウントビリティを履行する機能を有するとともに、情報利用者が将来の行動を決定する機能を有するものでもある。このことから、各NPO 法人には、公正な事業の運営やアカウントビリティの確保等から適切な会計処理が求められることになるが、下記に見られるように、調査の結果、不備のある計算書類が数多く見受けられた。

表2 資産、正味財産及び収入規模（第2期分）

（単位：円）

1) 資産		3) 収入	
	0 1 法人	1 ~ 100,000	2 法人
1 ~ 100,000	3 法人	100,001 ~ 500,000	2 法人
100,001 ~ 500,000	4 法人	500,001 ~ 1,000,000	0 法人
500,001 ~ 1,000,000	2 法人	1,000,001 ~ 5,000,000	10 法人
1,000,001 ~ 5,000,000	13 法人	5,000,001 ~ 10,000,000	9 法人
5,000,001 ~ 10,000,000	6 法人	10,000,001 ~ 50,000,000	14 法人
10,000,001 ~ 50,000,000	8 法人	50,000,001 ~ 100,000,000	2 法人
50,000,001 ~	5 法人	100,000,001 ~	3 法人
	(42)		(42)
2) 正味財産			
~	0 8 法人		
1 ~ 100,000	5 法人		
100,001 ~ 500,000	4 法人		
500,001 ~ 1,000,000	5 法人		
1,000,001 ~ 5,000,000	7 法人		
5,000,001 ~ 10,000,000	3 法人		
10,000,001 ~ 50,000,000	8 法人		
50,000,001 ~	2 法人		
	(42)		

4. 1 NPO 法人の規模（特定非営利活動に係る事業会計分）

NPO 法人として兵庫県から認証を受け、その後法人を設立してまもなく第1期目の決算を迎える NPO 法人も少なくないことから（わずか2週間程度で第1期の決算を迎えた法人も見られた）、今回、2001年10月末現在において、計算書類をすでに2期分提出している42法人を対象に調査を実施した（表2参照）。

まず、資産規模（第2期分の金額）で見ると、全く資産を有していない法人（1法人）から50,000,001円を超える法人（5法人、最高は98,175,569であった）まで様々であったが、兵庫県の場合、概ね1,000,001円から5,000,000円までの法人が平均的な規模であった。

次に、正味財産（同第2期分の金額）の規模で見ると、マイナスとなっている法人（7法人、最低はマイナス84,319,616円であった）から50,000,001円を超える法人（2法人、最高は90,501,222,569円であった）までかなりばらつきがあった。

また、収入規模（同第2期分の金額）を見た場合でも、100,000円にも満たない法人（3法人、最低は8,760円であった）がある一方で、100,000,001円を超える法人（3法人、最高は168,544,732円であった）があるなど、資産規模や正味財産規模と同様、法人間に大きな隔たりが見られた。

4. 2 資金の範囲

公益法人会計の場合、「資金の範囲」は、公益法人会計基準において、「原則として現金預金及び短

期金銭債権債務」と定義されているが、NPO 会計の場合、NPO 法上、特に「資金の範囲」は規定されていない。

「資金の範囲」と「認識基準」については、一般的に、①現金・預金とする方法、②現金・預金及び短期借入金を除く短期金銭債権債務とする方法、③短期借入金を含む短期金銭債権債務とする方法等があるが、NPO 法人は、その規模、事業内容を異にしているため、「資金の範囲」、「認識基準」等は法人の判断に委ねられている。しかし、「資金の範囲」をどのように定義するかによって収支計算書が異なったものとなることから、NPO 法人間の比較可能性を考えると、一定の基準が必要であるように思われる。また、会計基準が制定されていない現状においては、少なくとも、注記によって「資金の範囲」を定義すべきであろう。

それでは、こうした「資金の範囲」を各NPO法人は計算書類にどの程度注記しているのだろうか、また、どのように定義しているのだろうか。調査によると、まず、「重要な会計方針」として「資金の範囲」を注記していたのは、42のNPO法人の内、わずか5法人（11.9%）であったのに対して、その他の37法人（88.1%）は全く注記されていなかった。次に、注記していた5法人については、表3に見られるようにそれぞれ定義していた（表3参照）。

なお、注記していなかった法人であっても、「資金の範囲」が、明らかに「現金預金」であったり、計算によって、「資金の範囲」を「現金預金及び借入金を除く短期金銭債権債務」や、「短期借入金等を含めた正味運転資金」と特定できるものも多く見受けられたが、中には「資金の範囲」が全く不明（計算不能）な法人も散見された。

日本公認会計士協会・近畿会が2000年12月に大阪府の98のNPO法人を対象に実施した調査によると、計算書類に「資金の範囲」を注記していた法人が55法人（56.1%）であったのに対して、注記していない法人が43法人（43.9%）であったことと比較すると⁴⁾、兵庫県のNPO法人の計算書類に不

表3 資金の範囲について(第2期分)

1) 資金の範囲を		
注記している	5	法人
注記していない	37*	法人
	(42)	
* 37法人のうち1法人は第1期のみ注記していた		
2) 注記している場合、資金の範囲は		
現金預金及び借入金を除く短期金銭債権債務	2	法人
現金、普通預金、振替口座、未収入金、立替金、前払金、未収金、前受金、預り金	1	法人
現金、預金、預り金、仮受金	1	法人
現金、預金、未収金、未払金、前受金、短期借入金及び預り金	1	法人
	(5)	

備が目立つ結果となった。しかも、日本公認会計士協会・近畿会が実施した調査が、設立後間もない NPO 法人を多く含んだ第 1 期分の計算書類が中心であったのに対して、今回実施した調査が、すでに設立後 1 年以上も経過した NPO 法人の第 2 期分の計算書類が中心であったことを考えると、さらにこの差は広がっているものと思われる。

所轄庁の違いによってなぜこのような差が生じたのかについては別途詳細な調査が必要であるが、「会計の手引き」には、「資金の範囲」についての詳細な説明があるとともに、計算書類に対する注記の記載例も示されているのに対して、兵庫県の場合も大阪府⁵⁾の場合も、NPO 法人に対するマニュアルにはいずれも「資金の範囲」についての説明がいつさいない上、計算書類に対する注記の記載例も全く示されていなかった。この点について、大阪府生活文化部の担当者によると、「「資金の範囲」や「注記の記載」が除かれているのは、行政があまり口をはさむべきではない」との判断によるものであるが、この限りでは、両府県に差異は見られなかった。しかし、大阪府の場合、こうしたマニュアルとは別に、「事業報告書作成にあたって」や「計算書類作成にあたって」等々についてコンパクトにまとめられたパンフレットが別途 NPO 法人に配布されており、「計算書類作成にあたって」によると、注記について、「財産目録や貸借対照表、収支計算書などの計算書類を作成するにあつて、会計処理の基準や手続をあらかじめ定めておく必要があります。定めた基準や手続、あるいは計算書類ではわかりにくい情報を明らかにするため「計算書類に対する注記」を作成し、貸借対照表の欄外に記入するなど計算書類の補足をして、わかりやすい書類にすることが必要です。」と記載されている。

また、「資金の範囲」をはじめ「当期正味財産増加額（減少額）」（大阪府のマニュアルでは、収支計算書に正味財産増減の部を設けていない）や「固定資産の減価償却の有無及びその内容」等を計算書類に記載するように口頭で説明するなど、NPO 法人の運営に対してきめ細かい（指導ではなく）サービスを提供している。大阪府の場合も不備のある計算書類が多く見られたものの、こうした NPO 法人に対する行政の取り組みの差が両府県の計算書類の差になって現れたのではないかと思われる。

4. 3 収支計算書と貸借対照表の関係

一般企業は、「いくら「利益」をあげたか」が問題となるため、損益計算書が作成される。一方、公益法人をはじめ NPO 法人などの非営利法人は、「いかに有効に「資金」を使ったか」が問題となるため、「資金」の動きを把握する収支計算書が作成される。それゆえ、「資金」以外（「非資金」）の動きをどのように把握し、貸借対照表に結びつけていくかが重要になる。

NPO 法人の場合、財政規模が小さく、固定資産も所有していないことが多いことから、いわゆる正味財産増減計算書に相当する部分を作成しなければならない法人は比較的少ないものとされている。しかし、「資金」と「非資金」の両方に関係する取引がある場合、当然、収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」とが一致しなくなるため、両者を一致させるなんらかの調整が必要となる。

収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」とを一致させるためには、①収支計算書に正味財産増減の部を設ける方法（内閣府の記載例モデル）、②別途、正味財産

増減計算書を作成する方法（公益法人会計）、③「重要な会計方針」として注記する方法あるいは、④収支計算書に替えて損益計算書を作成する方法のいずれかを採用する必要がある。

今回実施した調査では、両者が一致していない法人が18法人あり、この内、こうした調整内容を示している法人が13法人あったのに対して、調整内容を全く示していない法人が5法人もあった（表4参照）。

公益法人会計の場合、計算書類として正味財産増減計算書の作成が義務づけられているため、この正味財産増減計算書を介して収支計算書と貸借対照表とが結びつくことになるが、NPO法人会計の場合、NPO法上、正味財産増減計算書の作成が義務づけられていないため、収支計算書と貸借対照表とが直接結びついていないことになる。

「会計の手引き」は、「一葉の収支計算書の中にフロー情報のすべてを網羅するためには、「資金収支の部」と「正味財産増減の部」を置き、さらに「資金収支の部」を「経常収支の部」と「その他の資金収支の部」に分ける様式がよいのではないか。」⁶⁾と、収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」との調整を「正味財産増減の部」で行うことを推奨している。

表4 収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」との関係について（第2期分）

1) 「当期収支差額」と「当期正味財産増加額（減少額）」とが	
一致している	23* 法人
一致していない	18 法人
その他	1** 法人
	(42)
* 両者が0である法人が1法人あった	
** 貸借対照表が作成されていない法人が1法人あった	
2) 一致していない場合、調整が	
行われている	13 法人
行われていない	5 法人
	(18)
3) 調整が行われている場合、その方法は	
収支計算書に正味財産増減の部を設けている	8 法人
別途、正味財産増減計算書を作成している	4 法人
注記している	1 法人
	(13)

「運営の手引き」には、NPO 法人が作成する計算書類のモデル記載例を示しているが、この兵庫県が推奨するモデル記載例は、「会計の手引き」に示されている内閣府の推奨するモデル記載例に大方準拠していることから、兵庫県の場合、収支計算書の「正味財産増減の部」によって調整した法人が多かったものといえる。しかしその一方で、別途、正味財産増減計算書を作成していた法人が4法人あり、正味財産の増減を注記していた法人が1法人あった。

NPO 法上、正味財産の増加額（減少額）の内訳まで要請されているわけではないが、収支計算書と貸借対照表の関連性を把握するためには、正味財産の増加額（減少額）の内訳が必要であることはいうまでもない。利害関係者に対する情報開示の充実という観点からしても、正味財産の増加額（減少額）の内訳を記載することが望ましいものといえる。

なお、収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」との不一致の調整を行っていた13法人についても、収支計算書の「正味財産増減の部」に記載されている「当期正味財産増加額（減少額）」と貸借対照表に記載されている「当期正味財産増加額（減少額）」とが一致していない法人が3法人（3法人の内、2法人については単純な計算ミスであったため修正が可能であったが、1法人については修正が不能）であったことや、また、正味財産増減計算書の「当期正味財産増加額（減少額）」と貸借対照表に記載されている「当期正味財産増加額（減少額）」とが一致していない法人が1法人（単純な計算ミス）あった。

5. 我が国の特定非営利活動法人（NPO 法人）会計の方向性

今回、調査の対象にしたNPO法人は、NPO法人1期生ともいうべき1999年度に認証された50法人の内、すでに2期分の計算書類を提出している42法人であった。これら42法人は、NPO法が施行された直後に法人申請を行った団体であることから、社会貢献活動に対する意識が比較的高い法人であったものと思われる。しかし、提出された計算書類を見る限りでは、逆に情報公開に対する意識の低さが目立った。

それでは、こうした計算書類の不備の原因が全て会計担当者をはじめNPO法人の側にあるものかと言いきることができるのかというと、いささか言葉を濁さざるを得ない。特に、収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」との調整に関する問題などは、会計担当者等の実務能力の問題であるとして簡単にかたづけられる類のものではない。これはむしろ、実務上の指針とされている内閣府のモデル記載例そのものに問題があるように思われる。すなわち、内閣府のモデル記載例では、収支計算書に公益法人会計における正味財産増減計算書を正味財産増減の部として繋げているが、収支計算書にストック式の正味財産増減計算書を繋げる方法は、「収支計算書を技術的に複雑にしているばかりでなく、収支計算書そのものの性格を複合的なものにする（資金の収支計算書としての本来の性格と正味財産の増減計算書としての性格が混在する）」という理論的問題もあり、新公益法人会計基準では正味財産増減計算書を収支計算書から切り離れた⁷⁾経緯があるなど、旧公益法人会計基準においてとかく批判の多かった点である（表5・6参照）。

表5 内閣府のモデル記載例・収支計算書と貸借対照表(報告式) [抜粋]

年(年度) 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書 年 月 日から 年 月 日まで (特定非営利活動法人の名称)		年(年度) 特定非営利活動に係る事業 貸借対照表 年 月 日現在 (特定非営利活動法人の名称)	
科目	金額	科目	金額
(資金収支の部)		I 資産の部	
I 経常収入の部		1 流動資産	
1 会費・入会金収入			
.....			
.....			
.....			
経常収入合計	×××	流動資産合計	×××
II 経常支出の部		2 固定資産	
1 事業費			
.....			
.....			
.....			
経常支出合計	×××	固定資産合計	×××
経常収支差額	×××	資産合計	×××
III その他資金収入の部		II 負債の部	
1 固定資産売却収入		1 流動負債	
.....			
その他資金収入合計	×××	流動負債合計	×××
II その他資金支出の部		2 固定負債	
1 固定資産取得支出			
.....			
その他資金支出合計	×××	固定負債合計	×××
当期収支差額	×××	負債合計	×××
前期繰越収支差額	×××	III 正味財産の部	
次期繰越収支差額	×××	前期繰越正味財産	×××
(正味財産増減の部)		当期正味財産増加額(減少額)	×××
V 正味財産増加の部		正味財産	×××
1 資産増加額		負債及び正味財産合計	×××
当期収支差額(再掲)	×××		
.....			
2 負債減少額			
.....			
増加額合計	×××		
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額(再掲)	×××		
(マイナスの場合)			
.....			
.....			
2 負債増加額			
.....			
減少額合計	×××		
当期正味財産増加額(減少額)	×××		
前期繰越正味財産額	×××		
当期正味財産合計	×××		

表6 公益法人会計基準による正味財産増減計算書(ストック式)

正味財産増減計算書		
年 月 日から 年 月 日まで		
(公益法人の名称)	科 目	金 額
I 増加の部		
1 資産増加額		
	当期収支差額	×××
	×××
2 負債減少額		
	×××
	×××
	増加額合計	×××
II 減少の部		
1 資産減少額		
	当期収支差額（マイナスの場合）	×××
	×××
2 負債増加額		
	×××
	×××
	減少額合計	×××
	当期正味財産増加額（減少額）	×××
	前期繰越正味財産額	×××
	期末正味財産合計額	×××

それでは、このように会計理論上問題とされるものがなぜまた内閣府のモデル記載例として復活することになったのであろうか。

これは、NPO法を制定するにあたり、計算書類をどのように体系づけるかの議論が不十分であったためではないかと思われる。すなわち、収支計算書の「当期収支差額」と貸借対照表の「当期正味財産増加額（減少額）」との調整が必要であったことは当時、十分認識できたはずであるにもかかわらず、NPO法人の財政規模を過小に評価していたのではないかと思われる。

このNPO法を受けて、「会計の手引き」が作成されたわけであるが、NPO法上の計算書類体系から考えると、「会計の手引き」において、収支計算書に正味財産増減の部が設けられたことは当然の帰結である。

現在、NPO法人に対する主なモデル記載例としては、この内閣府のモデル記載例の他に、シーズ(市民活動を支える制度の会)・アカウントビリティ研究会の「NPO(特定非営利活動)法人等の会計指針公開草案(標準型・簡易型)」⁸⁾が挙げられるが、このシーズのモデル記載例は、公益法人会計のような「一取引二仕訳」を行わないことで煩雑な処理を免れるなど企業会計に準じた方式となっていることから、内閣府のモデル記載例にとって代わるものと期待されていたが、すでに内閣府のモデル記

載例が各都道府県のマニュアルとされていることや、シーズのモデル記載例自体もNPO法人の実情からすると若干難解であったと思われることから、今回の調査では、内閣府のモデル記載例を採用するNPO法人が圧倒的に多かったのに対して、シーズのモデル記載例を採用しているNPO法人はほとんど見られなかった。

このように、内閣府のモデル記載例は、各都道府県のマニュアルとされ、NPO法人の中には、2002年の3月に第3期目の決算を迎える法人もあるなど、この内閣府のモデル記載例は実務上ほぼ定着しつつあるものといえる。しかし、会計理論上疑問視されているモデル記載例については早急に見直されるべきであり、また、こうしたモデル記載例を生み出したNPO法自体も計算書類体系について再検討されるべきであろう。

注・引用

- 1) 2001年10月末までに、162団体（1999年度が50団体、2000年度が68団体、2001年度が44団体）がNPO法人として認証を受けたが、1999年度に認証を受けた1団体が法人の解散届を提出している。
- 2) 日本公認会計士協会・近畿会（公益会計委員会）：「非営利法人統一会計基準についての報告書」 2000年12月 2-3頁
- 3) 兵庫県県民生活部：『特定非営利活動法人の設立・運営の手引き』2001年4月 60-67頁
- 4) 前出日本公認会計士協会・近畿会：『特定非営利活動法人の計算書類－実態調査並びにモデル記載例－』2001年4月 4頁
- 5) 大阪府生活文化部：『特定非営利活動法人（NPO法人）運営の手引』2001年4月
- 6) 経済企画庁（現内閣府）：『特定非営利活動法人の会計の手引き』1999年6月 9頁
- 7) 新井清光：「公益法人会計基準のポイント」、公益法人協会編：『公益法人論文集』公益法人協会 1997年10月 199頁（『公益法人』1985年11号より再掲載）
- 8) シーズ：『日本社会における市民活動団体のアカウントビリティ確保に必要な施設の検討』2000年6月 28-49頁

参考文献

- 1) 岩永清滋：『NPO・ボランティアグループの会計入門』大阪ボランティア協会 2001年6月
- 2) 石崎忠司，木下照嶽，堀井照重編著：『政府・非営利企業会計』創成社 1995年10月
- 3) 小澤正巳：『NPO法人／経理会計 初歩のためのマニュアル』市民互助団体全国協議会 2001年3月
- 4) 黒川保美：『FASB NPO会計基準』中央経済社 2001年5月
- 5) 日本公認会計士協会・近畿会：『市民団体の会計と税務』1999年10月
- 6) 橋留隆志：『非営利法人の会計・税務・監査』同文館 2000年10月
- 7) 非営利法人会計税務研究会：『非営利法人会計税務ルールブック（改訂版）』ぎょうせい 2000年10月
- 8) 守永誠司：『非営利組織体会計の研究－民法34条法人，社会福祉法人，宗教法人を中心として－』慶應通信 1989年8月

Abstract

The original accounting standards of specified nonprofit corporations (NPO) are not enacted yet in our country. However, there are some which are used as a practical indicator, and it is "guidance of accounting" of specified nonprofit corporations of the Economic Planning Agency (Cabinet Office).

Specified nonprofit corporations shall submit the following financial statements to the competent authority on law: 1) inventory of assets, 2) a balance sheet, and 3) a statement of revenues and expenditures.

In this paper, it surveyed about the above statements submitted to Hyogo prefecture.